

財務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
69	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化 のため、社会資本整備総合交付 金について年度を跨いだ事業執 行が可能となるよう、ゼロ国債の 設定や交付決定前の事業着手 承認等の交付金制度の運用改 善を提案する。	<p>【提案理由・権限移譲の必要性】</p> <p>平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(端境期)の工事量確保に苦慮している。</p> <p>昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くても5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ県債の額を従来までの約1.5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。</p>	<p>財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱</p>	<p>国土交通省 財務省</p>	<p>富山県</p>	

<p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p>
<p>北海道、置戸町、花巻市、横手市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、砺波市、野々市市、豊橋市、春日井市、城陽市、奥出雲町、熊本県、都城市、栃木県、高知県</p> <p>○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。</p> <p>○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。 【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。”</p> <p>○当市は積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害があるので、年度を跨いだ事業執行が可能となれば計画的な発注や適切な工期設定等が出来る。</p> <p>○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。</p> <p>【支障事例】 現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。</p> <p>○【支障事例】積雪寒冷地の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。</p> <p>【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。</p> <p>○【支障事例・必要性】積雪寒冷地である当市では、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、発注・施工時期が平準化され、公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される「ゼロ国債」の設定が必要と考える。</p> <p>○交付決定を受けてからの事業となり、早期事業着手に努めても冬期間はアスファルト舗装ができない等の制約から、どうしても年度末に工事の竣工が集中してしまう。品確法にも示されたように、工事の発注時期の平準化は国全体で実施しなければ意味がないことである。</p> <p>○提案県同様、国からの内示後、速やかな事業着手に努めているが、入札を行い実際に契約できるのは5月下旬頃となってしまう。もし年度を跨いだ事業執行や、年度当初からの着手が可能となれば、工事等の発注時期の平準化を図ることができる。また、端境期が解消されれば、その分事業進捗を図ることができる。</p> <p>○橋梁修繕を行う際、河川管理者より濁水期での施工のみ認められるため、事業としては繰越をする必要が出てきてしまう。交付金事業において、年度を跨いだ事業執行が可能となれば、繰越申請による手間が省けるし、事業執行の柔軟性が出てくることにより、事業効率化が図れる。</p> <p>○交付金事業については単年度決算を基本として事業工程を組んでいるものの、事業実施において債務負担を必要とする場合があり、年度末での翌債承認により次年度へ事業繰越が必要となる。</p> <p>○平準化に向けた取組みとして、単県事業でゼロ国債の設定や繰越制度の適切な活用などを通じて発注・施工の平準化に取り組んでいる。しかし、地方公共団体における予算の大半を占める交付金事業において、ゼロ国債が運用されていないため、現状では平準化対策が十分にできない状況である。このため、補助事業におけるゼロ国債の積極的な活用と併せ、交付金事業においては、補助事業のゼロ国債に準じた取扱い等の交付金制度の運用拡大が必要である。</p> <p>○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第一四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p> <p>○ ご提案のあった社会資本整備総合交付金事業の「国庫債務負担行為」の活用については、本交付金が社会資本総合整備計画に対して交付した交付金を、計画策定主体である地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度であるため、事業箇所の特定が必要な国庫債務負担行為を活用することが難しい面がある。</p> <p>○ 一方、社会資本整備総合交付金では、地方公共団体の事業進捗等に応じ、計画内の他事業へ国費を流用することが可能であり、例えば、翌年度に予定している事業の一部を前倒し、地方公共団体において債務負担行為を設定の上、二箇年にわたり事業を実施することとし、当該年度に実施する事業分について流用した国費を充てることも可能。</p> <p>○ こうした制度を活用し、施行時期の平準化に取り組まれている地方公共団体も存在すると承知している。</p> <p>○ いずれにしても、事業官庁である国土交通省とよく相談していただきたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
85	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本総合整備事 業におけるゼロ国債 制度の創設	国土交通省所管の社会資本総 合整備事業(交付金事業)は、地 方のインフラ整備を支援する中 心的事業になっているが、これま では国庫債務負担行為の設定 が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発 注が遅れ年度当初の施工適期 を逃すなどの弊害があることか ら、社会資本総合整備事業にお いて、簡易な手続により、年度を 跨いだ事業執行が可能となるよ うなゼロ国債制度の創設を求め るものである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心 的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等 の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後 の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるような ゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国を活用して発注する整備計画上の工事につい ては、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上的変更記載等は要しないなど、交付要綱 等にゼロ国事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	秋田県	

<p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p>
<p>北海道、置戸町、花巻市、能代市、横手市、鹿角市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、野々市市、奥出雲町、栃木県</p> <p>○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。</p> <p>○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。</p> <p>【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。</p> <p>○下水道事業における交付金交付決定は、通常、5月下旬頃となっている。さらに、全体設計承認(工事が2カ年以上またがる場合承認が必要)を必要とする場合は、さらに1カ月必要となっている。したがって、その後の契約の手続き、契約後の準備期間等を考慮すると、早くも8月中旬からの工事着手になり、工期の半分以上が、冬期間の施工で、品質確保等に苦慮している。また、道路事業では、ゼロ国債制度が創設されれば、雪解け後速やかに工事着手することができるため、共同提案したい。</p> <p>○積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害がある。</p> <p>○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。</p> <p>【支障事例】現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。</p> <p>○【支障事例】積雪寒冷地域の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。</p> <p>【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。</p> <p>○【支障事例・必要性】・当市も積雪寒冷地であるため、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、確実な施工を行うために「ゼロ国債」の設定が必要と考える。</p> <p>○冬季の1～3月はアスファルト合材のプラントが休止状態となり、舗装工事は年度末に集中し、弊害が生じている。ゼロ国事業等を活用し、春季の気候条件が良い時期に施工をすることで、品質の向上も期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地である本自治体でも工期が冬季にかかることが多く、積雪や低温対策に施工上コストが必要となる。また、積雪等に起因する施工不能期間が生じることによる完成時期の遅延など弊害が多い。ゼロ国債制度の創設により年度をまたいだ早期発注ができればそれらの課題の解消が図られる。</p> <p>○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第1四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p> <p>○ ご提案のあった社会資本整備総合交付金事業の「国庫債務負担行為」の活用については、本交付金が社会資本総合整備計画に対して交付した交付金を、計画策定主体である地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度であるため、事業箇所の特定が必要な国庫債務負担行為を活用することが難しい面がある。</p> <p>○ 一方、社会資本整備総合交付金では、地方公共団体の事業進捗等に応じ、計画内の他事業へ国費を流用することが可能であり、例えば、翌年度に予定している事業の一部を前倒し、地方公共団体において債務負担行為を設定の上、二箇年にわたり事業を実施することとし、当該年度に実施する事業分について流用した国費を充てることも可能。</p> <p>○ こうした制度を活用し、施行時期の平準化に取り組まれている地方公共団体も存在すると承知している。</p> <p>○ いずれにしても、事業官庁である国土交通省とよく相談していただきたい。</p>